

令和7年度

中小企業・新規創業者の皆様へ

新たな従業員を雇用したい

- ①正社員を採用したい……………中小企業等採用活動支援補助金
- ②大学新卒者の雇用に関する支援を受けたい……………新卒者雇用促進助成金
- ③学生・若者に自社の魅力を発信したい……………やまぐちごと応援サイトの登録

従業員教育・人材育成をしたい

- ④従業員の技能・技術や経営能力の向上に取り組みたい……………中小企業人材育成応援補助金

働きやすい環境をつくりたい

- ⑤子育てしながら働きやすい職場環境づくりに取り組みたい……………仕事と子育て両立応援企業助成金
- ⑥障がい者の雇用継続のための環境整備に取り組みたい……………障がい者雇用環境整備支援助成金

これから創業したい

- ⑦山口市に移住して創業したい……………UJIターン創業者支援補助金
- ⑧販路開拓に向けた広報宣伝活動をしたい……………創業広告支援補助金
- ⑨創業資金を借り入れたい……………起業化支援対策資金

事業承継を円滑に行いたい

- ⑩専門家の支援を受けて親族や第三者に引き継ぐ準備をしたい……………事業承継支援協議会の支援

経営の革新や効率化を図りたい

- ⑪人手不足に対応した機器等を導入したい……………中小企業省人化・省力化機器等導入支援補助金
- ⑫経営アドバイスを受けて更なる成長を目指したい……………中小企業成長支援補助金
- ⑬専門家の支援を受けて経営を立て直したい……………経営改善支援補助金

商業・文化集積エリアへ出店等をしたい

- ⑭湯田温泉エリアの空き店舗で開業したい……………湯田温泉回遊促進事業補助金
- ⑮大内文化特定地域で開業したい……………匠のまち創造支援事業補助金
- ⑯新山口駅周辺の空き店舗で開業したい……………新山口駅周辺出店支援補助金
- ⑰中心市街地の空き店舗で開業したい……………あきないのまち支援事業補助金
- ⑱中心市街地で新たな事業活動をしたい……………稼ぐ力向上支援事業補助金

融資を受けたい

- ⑲運転資金や設備資金のために融資を受けたい……………山口市の制度融資

やまぐち
しごと応援サイト

市内企業の魅力を紹介するポータルサイト

事業者向け支援メニューも
掲載しています！



1

中小企業等採用活動支援補助金

人材確保に向けた採用力の強化を目的として、採用活動に係る費用を支援します。

補助対象者

- 市内に主たる事業所を有する中小企業者で、「やまぐちしごと応援サイト」に登録していること
- 山口市との間で事業所の設置に係る協定を締結した事業者

補助対象経費

- ①正社員募集を目的とした求人情報誌や就職情報サイト等の利用料または人材紹介サービスの紹介手数料等
- ②外国人材の受入等に係る経費（監理費、登録支援機関への委託費等）
- ③採用ウェブサイトの作成や改修に係る経費、企業紹介動画の制作にかかる経費
- ④企業説明会等の実施・出展またはインターシップ等実施にかかる経費

補助率・限度額

- 補助率 補助対象経費の2分の1
- 補助限度額 ①②③10万円 ④5万円

お問い合わせ お申込先

山口市ふるさと産業振興課 人材確保支援担当
TEL 083-934-2645 MAIL furu@city.yamaguchi.lg.jp



2

新卒者雇用促進助成金

新卒者の雇用の促進と市内企業の人材確保を目的として、助成金を交付します。

助成対象者

- (以下の要件をすべて満たす者)
- 市内に主たる事業所を有する中小企業者で、「やまぐちしごと応援サイト」に登録していること
 - 雇用保険法の適用を受けていること
 - 対象新卒者を6か月以上雇用し、今後も継続して雇用する予定があること
 - 初任給・賃金の引上げ、奨学金返還支援、各種手当の新設・増額、休暇制度の新設等に取り組んでいること
 - 市税の滞納がないこと

対象新卒者

- (以下の要件をすべて満たす者)
- 大学院、大学またはこれらに準ずる学校を卒業後、1年以内であること
 - 山口市内に住民登録があること
 - これまでに本事業の交付対象となっていないこと
 - 対象事業者と3親等以内の親族関係にないこと

助成金額

- 新卒者を正規雇用した場合、1人につき20万円
- ※1事業者3人まで（上限60万円）

お問い合わせ お申込先

山口市ふるさと産業振興課 人材確保支援担当
TEL 083-934-2645 MAIL furu@city.yamaguchi.lg.jp



3

やまぐちしごと応援サイトの登録

学生やUJIターン希望者などに対し、市内事業者の情報を広く発信しています。ぜひご登録いただき、企業の魅力発信にご活用ください。

登録要件

- 市内に本社・本店を有する法人事業者、本市に住所を有する個人事業者、または本市との間で事業所の設置に係る協定を締結した事業者で、次の全てを満たす事業者
- 人材の確保を考えている事業者
 - 本市からの中小企業向け支援情報等の案内を希望する事業者
 - 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと
 - 暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有する法人でないこと

登録方法

右の二次元コードからフォームに必要事項を入力して、お申し込みください。

お問い合わせ お申込先

山口市ふるさと産業振興課 人材確保支援担当
TEL 083-934-2645 MAIL furu@city.yamaguchi.lg.jp



4

中小企業人材育成応援補助金

人材育成や定着のために、従業員や役員が受講する業務上必要な研修や資格試験の費用を支援します。

補助対象者と補助対象事業

市内に主たる事業所を有する中小企業者で、市内の事業所に勤務する常勤役員（個人事業主を含む）及び正規従業員等（「技能実習」または「特定技能」の在留資格をもつ外国人従業員を含む）が受講し、業務上必要な能力の向上または技術、知識等の習得やリ・スキリングなどによるスキルアップに資する研修または資格試験で、次のいずれかが実施するものであること。

- 公的研修・資格試験機関
- 試験研究機関、教育訓練機関、中小企業団体、事業協同組合等
- 専門的な研修・資格試験を行っている民間団体又は企業等
- 補助対象者が自ら企画して主催する研修等

※研修等の場合、実研修時間が6時間以上の日程のものであること。

補助対象経費

謝金、委託料（研修業務委託費）、会場借上料、教材費、受講料、受験料、資格登録料、外国人従業員に対する通訳料

※ただし、普通自動車第一種運転免許の取得や各種資格の更新料に係る経費は除きます。

補助率・限度額

- 補助対象経費の2分の1
- 研修対象者1人一回限り、上限5万円 1企業につき上限20万円

お問い合わせ
お申込先

山口市ふるさと産業振興課 人材確保支援担当
TEL 083-934-2645 MAIL furu@city.yamaguchi.lg.jp



5

仕事と子育て両立応援企業助成金

子育てしながら働きやすい職場環境づくりに係る経費を支援します。

助成対象者

市内に主たる事業所を有する中小企業者

助成対象事業

子育てしながら働きやすい職場環境づくりに向けた取組で、次のいずれかに該当するもの

- 休暇制度の見直し（子の看護等休暇の対象拡大、時間単位の年次有給休暇制度の導入など）
- 柔軟な働き方に向けた制度の見直し（フレックスタイムや時差出勤制度、育児のためのテレワーク導入、短時間勤務制度など）
- 男性の育児休業取得の促進
- 一般事業主行動計画の策定
- 女性管理職候補者の育成又は女性管理職の積極的な登用
- 労務担当者又は従業員に対する研修、周知及び啓発
- その他、仕事と子育ての両立可能な職場環境づくりに向けた制度の導入

※国・県または市等の助成金を受けていない事業に限ります。

助成率・限度額

- 助成率 助成対象経費の2分の1
- 助成限度額 5万円

お問い合わせ
お申込先

山口市ふるさと産業振興課 人材確保支援担当
TEL 083-934-2645 MAIL furu@city.yamaguchi.lg.jp



6

障がい者雇用環境
整備支援助成金

多様な人材の受入れを促進することを目的に、とりわけ障がい者の能力と適性を十分に引き出すための職場環境の整備を行う事業者に助成金を交付します。

助成対象者

市内に主たる事業所を有し、障がい者を一般常用労働者として雇用している、または雇用を予定している中小企業者

助成対象事業

障害者の雇用継続に資するもので、施設の整備や機器の購入を伴うもの
または障がい者の雇用促進に資するもので、社内研修実施等に伴うもの

助成対象経費

①施設・設備等の工事費 ②就労支援機器等の購入費 ③研修等実施経費
※①②の申請は障がい者を雇用している事業所のみ

助成率・限度額

●助成率 助成対象経費の2分の1 ●助成限度額 ①②10万円 ③5万円

お問い合わせ
お申込先

山口市ふるさと産業振興課 人材確保支援担当
TEL 083-934-2645 MAIL furu@city.yamaguchi.lg.jp



7

Uターン創業者支援補助金

本市に移住して創業される方を対象に必要な経費を支援します。

補助対象者

- 県外に1年以上居住し、本市に移住して2年未満の者
- 本市で新たに会社を設立、または個人事業主として開業する移住予定者

補助対象事業

山口市創業支援等事業計画で実施している創業相談窓口を設置しているいずれかの機関の支援(4回以上、1ヶ月以上)を受けて作成した創業計画書に基づく創業における、事業開始に必要な不可欠なもの。

なお、開業前申請者も年度内の開業が条件です。(開業前、もしくは開業後6ヶ月以内の申請が対象)

補助対象経費

- ①機械器具等整備・購入費
事業実施に必要な不可欠な器具等の整備・購入に要する経費(消耗品等は除く)
- ②施設改修費 事業実施に必要な不可欠な施設の内装改修等に要する経費

補助率・限度額

●補助率 補助対象経費の3分の1 ●補助限度額 50万円

お問い合わせ
お申込先

山口市ふるさと産業振興課 起業創業支援担当
TEL 083-934-2928 MAIL furu@city.yamaguchi.lg.jp



8

創業広告支援補助金

創業予定または創業後間もない事業者の事業内容等を周知するための広報活動経費を支援します。

補助対象者

特定創業支援等事業による創業支援を受けた者で以下のいずれかに該当する者

- ①本市で創業しようとする個人または法人で、申請日の属する年度内に事業を開始しようとする者が明らかであると認められる者。ただし、個人の場合は、市内に住所を有する者。
- ②申請日に本市に主たる事業所を有している個人または法人で、申請日が創業の日から起算して2年以内の者。ただし、個人の場合は市内に住所を有する者。

補助対象経費

委託費・印刷製本費・消耗品費・通信運搬費・広告宣伝費

補助率・限度額

●補助率 補助対象経費の2分の1 ●補助限度額 10万円

お問い合わせ
お申込先

山口市ふるさと産業振興課 起業創業支援担当
TEL 083-934-2928 MAIL furu@city.yamaguchi.lg.jp



9 事業承継支援協議会の支援

弁護士、税理士、金融機関、商工団体及び市等が連携して、事業承継の準備に必要な「経営の見える化」や「会社の磨き上げ」を支援します。

サポートメニュー

メニュー	内 容	自己負担(※)
専門家派遣	● 経営状況や経営課題の把握 ● 自社の強み等、磨き上げのポイントを把握 ● 人事制度等の見直し	な し (複数回利用可)
財務 デューデリジェンス	● 会社の総資産や収益力の確認 ● 適正な企業価値を確認	な し
自社株の評価	● 株価の算定や推移シミュレーション	な し
相続税試算	● 経営に関わる個人の税金を確認	な し
事業承継計画策定	● 事業承継計画書の策定を支援	な し
遺言書作成	● 経営に関わる個人の遺言書作成を支援 ※支援状況を確認し必要性が認められた場合	あ り (補助率 2分の1)
オープンネームマッチング	● 譲り手情報を公開して広く承継先を募集するためのサイトへ掲載する原稿作成等を支援	な し

※メニューごとに補助上限額があります。詳しくはお問い合わせください。

利用方法

山口市事業承継支援協議会のウェブサイトをご確認ください。

お問い合わせ
お申込先

山口市事業承継支援協議会事務局（山口商工会議所内）
TEL 083-925-2300 FAX 083-921-1555



10 中小企業省人化・省力化機器等導入支援補助金

人手不足の対応に向けて、人が行う業務を代替する機器・ソフトウェア導入に要する経費を支援します。

補助対象者

市内に主たる事業所を有する中小企業者

補助対象機器等・補助金額

補助対象機器等	補助率、補助限度額	補助対象経費
自動精算機（セルフレジ）、券売機、自動チェックイン機、食器洗浄機、清掃ロボット、配膳ロボット、調理ロボット、セルフオーダーシステム、顧客管理・在庫管理システム、電話自動応答システム、会計ソフトウェア、その他の人が行う業務を代替できる機器・ソフトウェア等	【購入する場合】※ 1/2、50万円	購入費、工事費
	【リース又は利用する場合】 1/2、10万円	リース費 利用料、工事費

※汎用性があり、他の用途に使用可能なもの（例：タブレット端末・スマートフォン等）については、補助対象機器等を購入する場合で、且つ、補助対象機器等と併せて必要な場合に限り、補助対象機器等の購入費の1/2を上限として対象。

募集期間

令和7年5月頃 ※事業の詳細は、市ウェブサイト、市報等でお知らせします。

お問い合わせ

山口商工会議所
TEL 083-925-2300 FAX 083-921-1555
山口市ふるさと産業振興課 人材確保支援担当
TEL 083-934-2645 MAIL furu@city.yamaguchi.lg.jp



11 中小企業成長支援補助金

新たな事業分野への進出や経営多角化等を目指すため、専門家派遣を利用する費用を支援します。

補助対象事業

- (1) 公益財団法人やまぐち産業振興財団が提供する「専門家派遣事業」を利用した専門家派遣。
- (2) 山口商工会議所または山口県央商工会・徳地商工会が提供する「エキスパートバンク事業」を利用した専門家派遣。
- (3) 前号に掲げる事業の他、市長が特に認めた専門家派遣事業。

創業、雇用・労務関係、経営革新、資金繰り、販路拡大など、まずはお困り事についてご連絡ください。

各分野専門家の例

中小企業診断士、ITコーディネーター、税理士、社会保険労務士など

補助の対象となる経費及び補助額

専門家派遣への謝金のみ ※旅費は含みません。

- 補助対象経費の2分の1 上限5万円(100円未満の端数切捨)
- 各機関の事業の規定回数利用後も、上限の枠内であれば追加の自費依頼分も申請可能。

お問い合わせ

★専門家派遣についてのお問い合わせ先★

(公財) やまぐち産業振興財団 ……	083-902-3711	山口商工会議所 ……	083-925-2300
山口県商工会連合会 ……	083-925-8888	山口県央商工会阿知須支所 ……	0836-65-2129
山口県央商工会秋穂支所 ……	083-984-2738	山口県央商工会阿東支所 ……	083-956-0032
徳地商工会 ……	0835-52-0026		

★補助金制度についてのお問い合わせ先★

山口市ふるさと産業振興課 商工労政担当 …… 083-934-2719
MAIL furu@city.yamaguchi.lg.jp



12 経営改善支援補助金

経営改善計画の策定または経営改善の実施に際し、必要となる経費を支援します。

補助対象者

市内に主たる事業所を有する中小企業者

補助対象事業

- 認定経営革新等支援機関の支援を通じた経営改善計画の策定
- 経営改善計画の策定及びモニタリングのために利用する専門家派遣事業(※)
- 売上高が2期連続して前期比5%以上減少している事業者が、経営改善のために利用する専門家派遣事業(※)
- 経営改善計画のモニタリングに係る専門家指導

※対象となる専門家派遣事業:(公財)やまぐち産業振興財団の専門家派遣事業、山口商工会議所、山口県央商工会又は徳地商工会のエキスパートバンク事業

補助対象経費

- ① 経営改善計画の策定に要する経費
- ② 経営改善に係る専門家派遣の謝金及び旅費

補助率・限度額

- ① 自己負担費用の2分の1 補助限度額 10万円
- ② 自己負担費用の2分の1 補助限度額 20万円

お問い合わせ お申込先

山口市ふるさと産業振興課 商工労政担当
TEL 083-934-2719 MAIL furu@city.yamaguchi.lg.jp



13

湯田温泉回遊促進事業 補助金

湯田温泉観光回遊拠点を中心として湯田温泉地域の魅力創出や回遊性向上を図るため、別途指定する対象区域図内の空き店舗等に出店される方を支援します。

補助対象者

- 小売業、飲食業、サービス業等において、湯田温泉の観光振興と回遊性向上に繋がる営業を行う者
- 概ね週5日以上かつ午前11時から午後2時までの間を含む1日概ね6時間以上営業する者

補助対象経費

店舗改装に係る経費(設備購入費、設備設置費、設備改修費等)

補助率・限度額

- 基本要件 対象エリア内に出店する者(8頁参照)
補助対象経費の2分の1以内 補助限度額50万円
- 加算要件 主要エリア内に出店する者(8頁参照)
補助対象経費の2分の1以内 補助限度額100万円

お問い合わせ

山口商工会議所
TEL 083-925-2300 FAX 083-921-1555
山口市ふるさと産業振興課 商工労政担当
TEL 083-934-2719 MAIL furu@city.yamaguchi.lg.jp



14

匠のまち創造支援事業 補助金

大内文化特定地域の地場産業の振興と観光客等による地域内の交流人口の増加を促進するため、同地域内の空き店舗等に出店される方を支援します。

補助対象者

- 大内文化特定地域内(8頁参照)に事業所を開店する以下の①～③に該当する事業者
 - ①大内塗、萩焼その他工芸品等を製造する者、または主に販売する者
 - ②ういろうを製造する者、または主に販売する者
 - ③大内文化特定地域内の活性化に資するものであり、かつ観光客等による特定地域内の交流人口の増加が図られるものであると認められた者

補助対象経費

店舗改装に係る経費(設備購入費、設備設置費、設備改修費等)(※)

補助率・限度額

- ①補助対象経費の2分の1以内 補助限度額100万円
- ②補助対象経費の2分の1以内 補助限度額100万円
- ③補助対象経費の3分の1以内 補助限度額70万円

※ 店舗の外観の改修等については、歴史的町屋景観(大内文化特定地域の歴史の薫る街並み景観)を活かしたものとすること

お問い合わせ

山口商工会議所
TEL 083-925-2300 FAX 083-921-1555
山口市ふるさと産業振興課 商工労政担当
TEL 083-934-2719 MAIL furu@city.yamaguchi.lg.jp



15

新山口駅周辺出店 支援事業補助金

新山口駅周辺において、飲食機能等の集積による新たな交流や賑わいの創出を図るため、別途指定する対象区域図内の空き店舗等に出店される方を支援します。

補助対象者

- 飲食サービス業(飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業)等を営み、新山口駅周辺の新たな交流や賑わいの創出につながる営業を行う者
- 概ね週5日以上かつ昼間に正午をはさむ2時間以上営業する者

補助対象経費

店舗改装に係る経費(設備購入費、設備設置費、設備改修費等)

補助率・限度額

補助対象経費の2分の1以内 補助限度額100万円

お問い合わせ

山口商工会議所広域ビジネスサポートセンター
TEL 083-972-0075 FAX 083-973-2789
山口市ふるさと産業振興課 商工労政担当
TEL 083-934-2719 MAIL furu@city.yamaguchi.lg.jp



16

あきないのまち 支援事業補助金

魅力ある商店街づくりを推進し、中心市街地の活性化を図ることを目的に中心商店街及びその周辺にある空き店舗に新規出店される方を支援します。

指定要件

- 要綱に定める業種の店舗、または事業所を開業し、地域活性化に資すると認められること
- 商店街の組合がある区域で出店される場合は、当該組合に加入すること
- 商店街の組合がない区域においては山口商工会議所の会員となること

補助対象経費	補助率・補助限度額（※）		
	業種等	出店場所	
		中心商店街区域	中心商店街隣接区域
店舗改装に係る経費 （設備購入費、設備設置費、 設備改修費、その他設備設置に係る経費を含む。 消費税を除く。）	飲食業	補助対象経費の1/2以内 補助限度額は150万円	補助対象経費の1/3以内 補助限度額は100万円
	飲食以外の 小売・サービス業	補助対象経費の1/2以内 補助限度額は100万円	補助対象経費の1/3以内 補助限度額は70万円
	事務所	中心市街地区域	
		補助対象経費の1/2以内 補助限度額は50万円 【補助限度額加算要件】 中心商店街区域の2階以上の空き店舗の場合は 補助限度額に50万円を加算	
物件賃借料 （開業日から12ヶ月分）	事務所	補助対象経費の1/2以内 補助限度額は60万円	

※出店場所の対象区域は8ページをご覧ください。

お問い合わせ

山口商工会議所

TEL 083-925-2300 FAX 083-921-1555

山口市中心市街地活性化推進室

TEL 083-934-2923 MAIL chushin@city.yamaguchi.lg.jp



17

稼ぐ力向上支援事業補助金

補助対象者

中心商店街に出店する中小企業者で山口市商店街連合会に加盟する商店街組織に加入する者

補助対象事業

- ①事業者間や大学、地域との連携による新たなサービス創出
- ②スマート商店街に資するデジタル化機器の導入
- ③発信力強化に向けたウェブサイトの構築
- ④外部専門家によるコンサルティングの導入
- ⑤④により作成した計画に基づく店舗改善（開店後3年を経過した店舗に限る）
- ⑥その他、商店街の稼ぐ力の向上に向けた取組

補助対象経費

補助対象事業の実施に必要なかつ適当と認められる以下の経費
報償費、旅費、消耗品費、広報宣伝費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事費、備品購入費他

補助率・限度額

●補助率 補助対象経費の2分の1 ●補助限度額 50万円

その他

当該年度の予算がなくなり次第終了

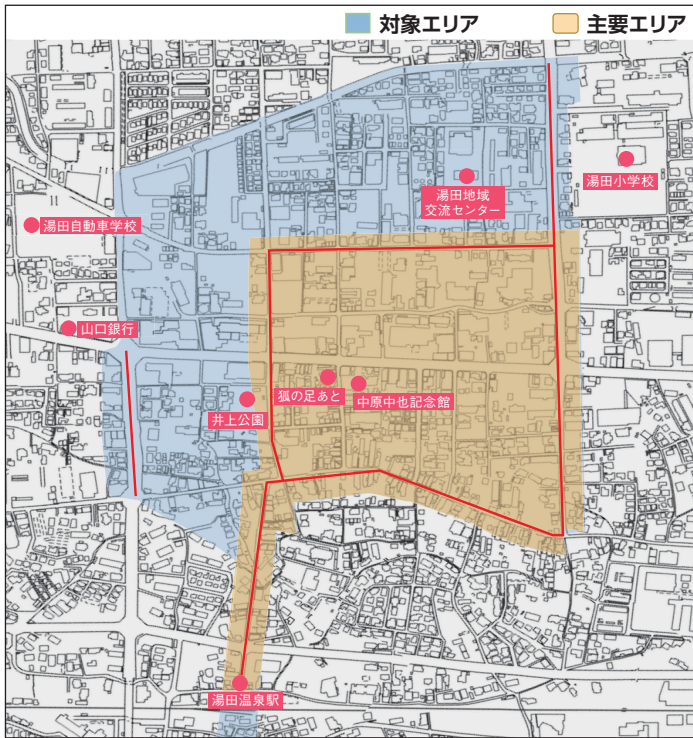
お問い合わせ

山口市中心市街地活性化推進室

TEL 083-934-2923 MAIL chushin@city.yamaguchi.lg.jp



⑬「湯田温泉回遊促進事業」対象区域図

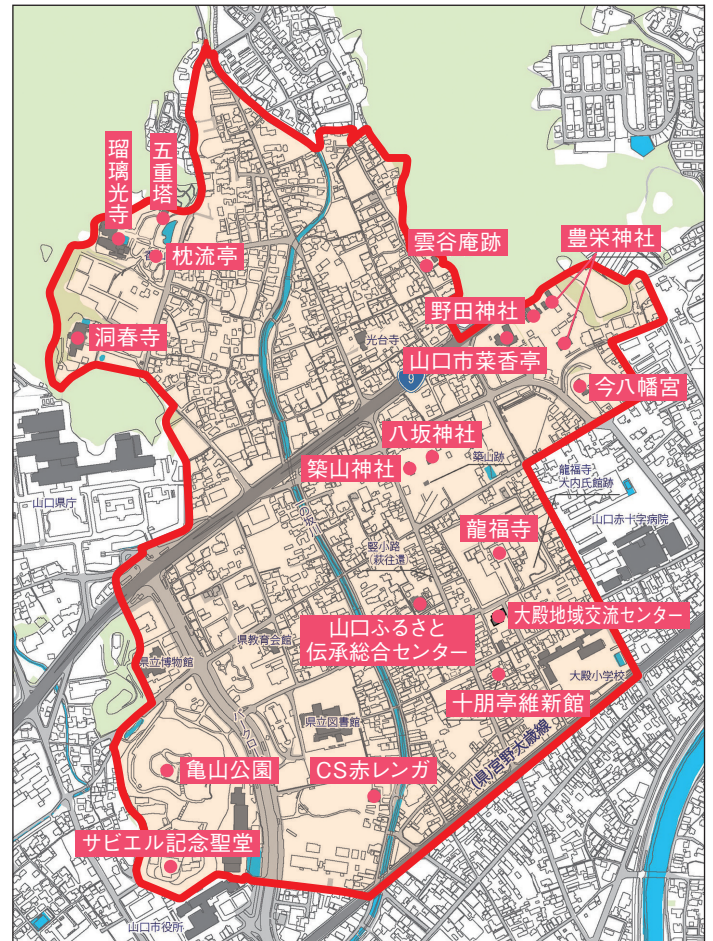


※対象エリア及び主要エリアの境界について

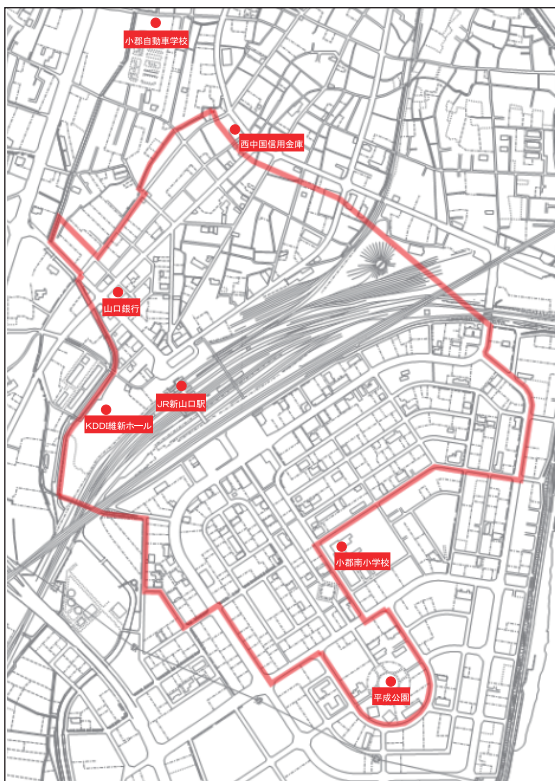
それぞれのエリアを囲む路線を境界として、路線の内側を対象エリアあるいは主要エリアとする。

ただし、——で示す路線に接する物件に限り、路線の外側まで対象エリアあるいは主要エリアに含めるものとする。

⑭「匠のまち創造支援事業補助金」大内文化特定地域



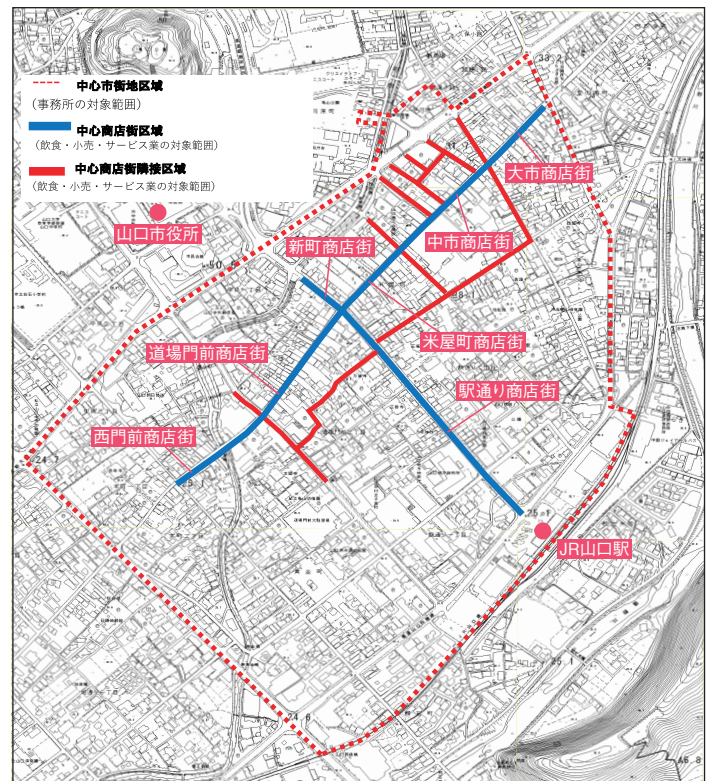
⑮「新山口駅周辺出店等支援補助金」対象区域図



※対象区域の境界について

対象区域の境界上の路線に接する物件に限り、その路線の外側まで対象区域に含めるものとする。

⑯「あきないのまち支援事業補助金」対象区域図





制度融資とは？

市と信用保証協会、金融機関の三者が協調して行う融資制度で、中小企業の安定した経営を図るために事業に必要な資金を低利で貸し出すものです。

1. 長期資金

融資の種類	資金 使途	融資 限度額	返済期間 (据置期間)	融資対象・条件など	利率	保証料率・ 保証料補助	連帯保証人・ 担保	お申込先
中小企業事業資金	運転・設備資金	1,500 万円	10年以内 (1年以内)	1. 市内に主たる事業所を有しているもの 2. 引き続き同一事業を1年以上営んでいるもの 3. 融資審査会において、事業計画が適正であり、貸付金の返済能力が認められるもの 4. 市税等の滞納がないもの 5. 信用保証協会の保証対象業種を営むもの	1.8%	(注1) 0.19% ～ 0.8% (注2) 借受人が支払った 保証料の2分の1 を補助します。	連帯保証人は原則として法人代表者以外は不要。 担保は原則として徴求しません。	(お申込先) 山口銀行 西京銀行 萩山口信用金庫 西中国信用金庫 (お問い合わせ先) 山口商工会議所 山口県中央商工会 ・阿知須支所 ・秋穂支所 ・阿東支所 徳地商工会 山口市ふるさと産業振興課
中小企業経営環境改善対策資金	運転・設備資金	1,500 万円	10年以内 (2年以内)	1. 市内に主たる事業所を有しているもの 2. 引き続き同一事業を1年以上営んでいるもの 3. 融資審査会において経営改善計画が適正であり、概ね今後3年以内に業績の回復が見込まれ、貸付金の返済能力が認められるもの 4. 市税等の滞納がないもの 5. 中小企業信用保険法第2条第5項の規定に基づく特定中小企業者として市長の認定を受けたもの(セーフティネット保証1号～8号の認定を受けたもの)	1.3%	0.8% セーフティネット 保証1～4・6号 (責任共有外) 及び 危機関連保証 0.7% セーフティネット 保証5・7・8号 (責任共有) (注2) 借受人が支払った 保証料の全額を補 助します。	連帯保証人は原則として法人代表者以外は不要。 担保は原則として徴求しません。	(お申込先) 山口銀行 西京銀行 萩山口信用金庫 西中国信用金庫 (お問い合わせ先) 山口商工会議所 山口市ふるさと産業振興課
中心市街地活性化対策資金 大内文化特定地域活性化対策資金 湯田温泉活性化対策資金 新山口駅周辺活性化対策資金	運転・設備資金(注3)	2,500 万円	15年以内 (2年以内)	1. 各資金の対象区域内(8頁参照)において、事業所を有し、または、当該中小企業者の作成する事業計画書、事業活動に関連する物件の売買契約書等により、概ね1年以内に事業所を有することが融資審査会において認められるもの 2. 同一事業を1年以上営んでいるもの 3. 融資審査会において、事業計画が適正であり、貸付金の返済能力が認められるもの 4. 市税等の滞納がないもの 5. 信用保証協会の保証対象業種を営むもの	1.8%	(注1) 0.19% ～ 0.8% (注2) 借受人が支払った 保証料の2分の1 を補助します。	連帯保証人は原則として法人代表者以外は不要。 担保は必要に応じて徴求します。	(お申込先) 山口銀行 西京銀行 萩山口信用金庫 西中国信用金庫 (お問い合わせ先) 山口商工会議所 山口市ふるさと産業振興課

融資の種類	資金 使途	融資 限度額	返済期間 (据置期間)	融資対象・条件など	利率	保証料率・ 保証料補助	連帯保証人・ 担保	お申込先
起業化支援対策資金	運転・設備資金	1,000 万円	10年以内 (1年以内)	1. 市内において新たに事業を開始しようとする中小企業者、または市内に主たる事業所を有し、開業して1年未満の中小企業者 2. 個人においては市内に住所を有していること、法人においては主たる事業所の所在地が市内であること 3. 事業計画が適正であり、貸付金の返済能力が認められるもの 4. 市税等の滞納がないもの 5. 信用保証協会の保証対象業種を営むもの	1.3% ★ 特定創業支援事業修了者は 1.2%	(注1) 0.19% ～ 0.8% (注2) 借受人が支払った保証料の全額を補助します。	連帯保証人は原則として法人代表者以外は不要。 担保は必要に応じて徴求します。	(お申込先) 山 口 銀 行 西 京 銀 行 萩山口信用金庫 西中国信用金庫 (お問い合わせ先) 山口商工会議所 山口県央商工会 ・阿知須支所 ・秋穂支所 ・阿東支所 徳地商工会 山口市ふるさと産業振興課
生産性向上・省力化設備導入支援資金	設備資金	2,000 万円	10年以内 (1年以内)	1. 市内に主たる事業所を有しているもの 2. 引き続き同一事業を1年以上営んでいるもの 3. 生産性向上や省力化を目的とした設備投資を支援する補助金等の交付決定を受けたもの、又は中小企業等経営強化法に基づく先端設備等導入計画の認定を受けたもの 4. 融資審査会において、事業計画及び資金計画が適切であり、貸付金の返済能力が認められるもの 5. 市税等の滞納がないもの 6. 信用保証協会の保証対象業種を営むもの	1.3%	(注1) 0.19% ～ 0.8% (注2) 借受人が支払った保証料の全額を補助します。	連帯保証人は原則として、法人代表者以外は不要。 担保は必要に応じて徴求します。	(お問い合わせ先) 山口商工会議所 山口県央商工会 ・阿知須支所 ・秋穂支所 ・阿東支所 徳地商工会 山口市ふるさと産業振興課

利率は変動することがございますので、その都度お問い合わせください。

(注1) 信用保証料率は山口市の補助により、山口県信用保証協会所定の率(0.45～1.9%)より軽減されています。

(注2) 国の事業者選択型経営者保証非提供制度を利用した場合の保証料上乗せ分は補助の対象外です。

(注3) 運転資金のみの利用はできません。

2. 短期資金

融資の種類	資金 使途	融資 限度額	返済期間	融資対象・条件など	利率	返済方法	連帯保証人・ 担保	申込期間	お申込先
中小企業季節資金(夏場)	運転資金	500万円	6ヶ月以内	1. 市内に主たる事業所を有しているもの 2. 引き続き同一業種を1年以上営んでいるもの 3. 市税等の滞納がないもの	1.8%	一括	取扱金融機関所定の方法	4月1日 ～ 7月31日	山 口 銀 行 西 京 銀 行 萩山口信用金庫 西中国信用金庫
中小企業季節資金(年末)	運転資金	500万円						11月1日 ～ 3月31日	

●ローカル 10,000 プロジェクト

産学官の連携により、地域の人材・資源・資金を活用した新たなビジネスを立ち上げようとする民間事業者などのみなさまの初期投資費用を国と市が支援する制度です。

総務省 ローカル10,000

検索



お問い合わせ先の電話番号一覧

山口市商工振興部ふるさと産業振興課

- ▶ 商工労政担当 **TEL 083-934-2719**
- ▶ 人材確保支援担当 **TEL 083-934-2645**
- ▶ 起業創業支援担当 **TEL 083-934-2928**

山口市商工振興部中心市街地活性化推進室 **TEL 083-934-2923**

山口商工会議所

- ▶ 本所 **TEL 083-925-2300**
- ▶ 広域ビジネスサポートセンター **TEL 083-972-0075**
(産業交流スペース Megriba 内)

山口県央商工会

- ▶ 阿知須支所 **TEL 0836-65-2129**
- ▶ 秋穂支所 **TEL 083-984-2738**
- ▶ 阿東支所 **TEL 083-956-0032**

徳地商工会 **TEL 0835-52-0026**

一部の補助金については、交付を受けるために、補助金ごとに募集期間を設け、事前に外部有識者を審査員とする補助金交付審議会において、事業内容等の審査を受け、認定を受ける必要があります。

募集の時期等については、あらかじめ市報や市のウェブサイト等でお知らせします。

検索



発行

〒753-8650 山口県山口市亀山町2-1
山口市商工振興部ふるさと産業振興課
TEL: 083-934-2719
MAIL: furu@city.yamaguchi.lg.jp